

## 平成30年第3回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成30年3月9日(金) 午後1時30分

2 閉会 平成30年3月9日(金) 午後2時57分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

欠席 1名

15番 本行 逸

5 出席を求めた農地利用最適化推進委員

9人

犬飼 正己

林 修司

林 斉

浅野 信之

小西 安彦

渡邊 則文

植田 忠晴

黒瀬 昭夫

若林 勤

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前田 英子

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

7 議事録署名委員

7番委員

8番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 9 号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 10 号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 11 号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 12 号 農地法第2条の規定による農地に該当しない土地の承認について

議案第 13 号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第 7 号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第 8 号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 9 号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

第4 その他

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(次長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、ご苦労様です。

3月も中旬になり暖かくなってきております。野菜も高騰していましたが、白菜、キャベツは高いようではありますが、その他の野菜については、暖かさを向かえて徐々に大きくなってきています。また、農業問題を取り巻く環境は、非常に厳しいものがありまして、私も言いそびれていましたが、それぞれの地域の方々が見られて、とても心配されているのではなかろうかと思えます。ちなみに私の所でも9軒の家がありまして、農業をしているのが私だけであります。隣の集落でも12軒あるのですが1軒もありません。これは営農組合へすべてを預けているのが現状であります。

能登谷委員と小西委員が、地域の方々へアンケートをしておりましたが、びっくりされたのではなかろうかと思えます。皆さん方もそれぞれの地域を見れば、農業後継者の問題、従事者、後継者がいないのかな、岡山県の平均年齢は、73歳か74歳かと思っております。厳しい状態ではなかろうかと思えます。それぞれの自分の所を見ると、後継者はどうなのだろう。農業が続くのだろうか心配事があるかと思えます。能登谷委員、小西委員がアンケートを実施して驚いたということでもあります。

皆さん方もそれぞれの所を見ていただいて、私も以前に言いましたように、ほ場整備事業が平成12年から平成24年に実施されまして、47町から41町になりました。850筆が320筆になりました。バルブを緩めると高梁川の水が入り、美味しい米ができるということになっています。そのような中で、中間管理機構、流動化などがありますが、辞めた時に誰がその農地を受けてくれるのかということになるのかなと、厳しい問題があるのではなかろうかと思えます。作物が作り易い農地にさせていただきたいと思えます。農地に魅力がないから、改良事業も約49パーセントと聞いております。辞めた時に誰でも受けってくれる農地、中間管理機構に出しても受け手がないのではなかろうかと心配しております。皆さん方もそれぞれの仕事として、農地利用最適化推進委員ももちろんですが、そのようなことを踏まえて地域の方々の意見を取り入れていただいて、勉強させていただきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、ただ今より平成30年第3回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、欠席1人15番委員であります。農地利用最適化推進委員は小西委員が遅参する連絡がありました。農地利用最適化推進委員は、現在8人出席していただいて

おります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにすることができますようお願いいたします。

### **【日程第1 議事録署名委員の指名】**

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、7番委員、8番委員を指名いたします。

### **【日程第2 会期の決定】**

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

### **【日程第3 付議事件】**

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員、よろしく願いいたします。

**【議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第9号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】**

**【受付番号56番】**

(農地担当)

それでは、56番、清音三因の件につきまして地元委員の説明をお願いします。

(2番委員)

この件であります、渡し人は増反ということで問題はないと思います。

これにつきましては、若林委員からお願いしたいと思います。

(農地担当)

若林委員からお願いいたします。

(若林委員)

この土地は、以前から受け人の●●さんに耕作をしてもらっていたものであります。数年前から所有権移転の話はあったそうであります。受け人についてもきちんと耕作されており、農地法上問題ないと思います。

以上であります。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

56番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、56番は許可されました。

#### 【受付番号57番】

(農地担当)

続きまして、57番、日羽の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

この件につきましては、渡し人の方が吉備中央町へ帰られるということで、今後、受け人の方が耕作されるということでもあります。詳細につきましては、植田委員からお願いしたいと思います。

(農地担当)

それでは、植田委員からお願いをいたします。

(植田委員)

今、話がありましたように受け人と渡し人は元々夫婦でありました。今回、ある理由から渡し人が実家に帰るということになりました。このようなことから、受け人への名義を変えようとするものであります。昨年は、受け人の方が耕作されております。子供と一緒に耕作をされております。調査をしましたが、どの農地も耕作されております。農機具等につきましても従来から変わるものでもありません。その他、支障になるようなことはありませんので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

57番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、57番は許可されました。

#### 【受付番号58番、59番】

(農地担当)

続きまして、58番と59番は関連案件でありますので、一括して審議をしたいと思えます。

それでは、58番、59番の上林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

申請地については、●●●の北側にある●●●の周辺にある水田であります。渡し人は、19年前に主人が、11年前に息子が相次いで亡くなられています。嫁いだ娘に跡を継がせることもできないことなど、苦渋の決断であったそうです。58番、59番のそれぞれの受け人へ渡し人が頼み込んだようであります。それぞれ申請農地の隣の農地を耕作されており、地元の方でもあることから、特に問題はないと思えます。ただ、58番の●●●●番の水田につきましては、若干、笹が茂り耕作するには、かなりの労力が必要かと思えますが、荒地の解消になるのであれば良いことだと思います。

審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

58番、59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、58番、59番は許可されました。

【小西委員 入室】

【受付番号60番】

(農地担当)

続きまして、60番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

この申請農地は、長く耕作されていませんで、耕作放棄地の状況でありました。草も繁茂している状況であります。この農地の隣に所有者が2反少々の農地を保有しておりまして、その農地は受

け人の●●さんが借りて耕作をしているような状況であります。●●さんが耕作されていない農地を購入ということで、申請がされた次第であります。地元としては、このような荒地の所が管理されるということであれば、特に問題ないように思っています。

(農地担当)

この地区の担当であります、農地利用最適化推進委員であります林修二委員から、何かありましたらお願いいたします。

(林修二委員)

4番委員から説明のありましたとおりで、別に問題ないということであります。

(農地担当)

ありがとうございます。

この件の受け人の住所地であります、6番委員から報告をお願いいたします。

(6番委員)

受け人の方は、野菜と米を自給できる農地を探していたところ、知り合いを通じて渡し人を紹介されたようです。平成28年12月に流動化で使用貸借権を設定し、申請地の北隣の水田を1シーズンであります耕作をされています。ヒノヒカリを作付けされて出来高は上々であったと聞いております。申請地については、渡し人の承諾を受けて昨年はスイカを収穫されたそうです。廃屋がありまして、それを利用して屋根を付けて農機具の収納をしたいということで、渡し人へ相談をしたところ、廃屋を片付けて欲しいと言われたのですが、綺麗にしたいのですが相当の費用が発生するというので、多額の費用は掛けられないということで、今回の申請になったということでありまして。少しずつ綺麗にしていくということで当面は雑草を刈り取って農機具の収納できる場所を、廃屋を利用して確保したいということをおっしゃっていました。

現在は、トラクターやコンバインをリースしていますが、東阿曾周辺で知り合いが多くトラクターやコンバインを借りられること。収穫後の籾の乾燥や精米についても知り合いに行ってもらっているということです。今後、条件の良い農地が借りられれば増やしていきたいという思いでありました。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)



異議なしと認め、60番は許可されました。

【受付番号61番、62番】

(農地担当)

次に、61番、62番は関連する案件でありますので、一括して審議をさせていただきます。

それでは、61番、62番の下原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員)

61番、62番についてですが、渡し人につきましては●●に住んでおられる方であります。この方は若いときから●●に出られておられて、実際には地元に住んでおられました、渡し人の兄が耕作をされていたものであります。兄に当たる方につきましては、奥さんもいなかったということで、その方が亡くなられた後に兄弟である渡し人が相続をされた物件であります。また、親から相続した物件もあるようであります。地元に住んでおられた方が亡くなられた後は、地元に住んでおられます受け人の二人であります。この方々が事実上の使用貸借をしていたような状況になっていました。●●に住まわれている渡し人については、耕作をすることは不可能でありますので処分をしたいということで、以前から耕作をしておられたそれぞれの受け人へ話をされて結果的に引き受けたということになっております。受け人それぞれにつきましては、いずれも地元で稲作を中心に行っております。61番については、受け人が高齢になりますが、殆ど一人で耕作を続けておられまして機械等も備えています。62番につきましては、農機具等の販売店に勤務されておられる方で機械は全て備えております。それぞれが引続き今までどおり稲作を続けることをおっしゃっていますので、その点は問題ないと思います。62番の●●●番の土地につきましては、現状、笹が生えた状態になっていまして、耕作は長年されていなかったようであります。この土地についても受け人でどうかしようと思意欲を持っておられます。

以上のことから、それぞれの受け人についても問題ないと考えています。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この地区の推進委員の小橋委員、何かありましたらお願いをいたします。

(小西委員)

8番委員の報告のとおりであります。

私から特段ありません。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

61番、62番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

#### 【受付番号63番】

(農地担当)

続きまして、63番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員)

この土地は、受け人の方が、渡し人の家を購入して住む予定になっています。

その家の前に畑があるのですが、その畑を購入して耕作するというものであります。受け人は、●●●へ野菜や果樹を栽培されております。このようなことから、自宅前の畑も耕作したいということであります。

地元としては問題ありません。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

63番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、63番は許可されました。

以上で、議案第9号の審議は終了いたしました。

#### 【議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第10号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

地元委員の説明時には、隣地に関しての意見を詳しくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号14番】

(農地担当)

14番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

3月5日に農業委員会事務局主査、会長、会長代理、私と推進委員の高上委員、阿部委員に同行していただきまして、現地調査を行いました。

14番の件につきましては、添付図面を見ていただければと思うのですが、これは既に農振除外をしまして、今回、農地転用の申請をされているものであります。当時の測量の違いがあったということでありまして。申請地の周辺は申請人の土地であることから、大きな影響はないものと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員)

先ほど、2番委員の報告のあったとおり、現在の宅地の周辺の農地を転用することで、新たな建設工事等が発生しないことから問題ないと思います。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

先ほどの報告にもありましたように、現状宅地部分が農地にはみ出していたということで始末書も提出されております。農地区分ですが、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しています。例外許可規定として既存施設の拡張に該当します。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、14番は許可されました。

#### 【受付番号15番，78番】

(農地担当)

次に15番、清音軽部の件であります、7ページ第5条の78番と関連する案件でありますので、一括して審議させていただきます。

それでは、5ページの15番、7ページの78番につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

15番の畑、約3平方メートルは、添付図面を見ていただければと思います。これにつきましては、母屋を建てた時に、軒部分が出ていたということで今回の申請になったものであります。78番につきましては、母屋の西側にある土地であります。現在、果樹が2、3本植えてある状態であります。西側、南側が道路、東側、北側につきましては家が建っております。現地調査では問題ないと判断しています。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員)

現地調査の報告のとおりであります、母屋が少しはみ出ているということで、第4条の申請がなされたものであります。7ページの5条の78番ですが、息子が父親の家の隣に住宅を建てられるということで申請がされております。これにつきましても、日照、通風、排水、土砂等の流出等につきまして影響ないと判断しております。

よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願ひいたします。

(主査)

報告にもありました状況でありますので、始末書が提出されています。

農地区分ではありますが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

5ページ15番、7ページ78番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で、議案第10号の審議は終了いたしました。

### **【議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

続きまして、議案第11号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号76番】

(農地担当)

それでは、76番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この田の9.95平方メートルですが、添付図面を見ていただければと思います。この申請地は現在新築中の家に入る道の一部を広げるための申請になります。周辺は、西、北が水田であります。東側は宅地になっていますが、問題ないと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

現地調査の報告のとおり、周辺農地への影響はないものと思われまます。雨水などは、現在より流れ込まないように道路の南側に勾配を付けて流れるように配慮されています。特に問題ないと思ひます。

審議の程、よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

76番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、76番は許可されました。

【受付番号77番】

(農地担当)

続きまして、77番、清音軽部の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

77番につきましても、添付図面を見ていただければと思います。

この土地は、現況は畑になっていますが、草が生えています。申請地は、東が道路、西側は畑で防草シートを設置しています。南側は水田、北側は家になっています。申請地の周辺については、影響はないと判断をしています。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

現地調査の説明のとおりであります。

渡し人と受け人の関係は、祖父と孫になります。孫が帰ってきて家を建てるということであります。隣接する北側は、渡し人の子が住まわれています。東側は道路、西側は畑、南側は田であります。雨水は用水路へ、下水は東側の下水道へ接続する計画になっています。土砂の流出はコンクリートブロックの擁壁を設置するため影響はないものと思われま。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しています。例外許可規定といたしまして、集落へ設置して接続される施設に該当いたします。

(農地担当)

この件につきまして、質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

77番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、77番は許可されました。

### 【受付番号79, 80番】

(農地担当)

続きまして、79番、80番につきましては、関連案件でありますので一括して審議させていただきます。

それでは、79番、80番の延原の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

申請地は、山の上で周囲が山林化しており、議案にも書かれておりますように、採石場ということでもあります。農地転用した場合の問題はないものと思われれます。

以上であります。

(農地担当)

地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

2月23日に農地利用最適化推進委員の黒瀬委員と現地調査を実施しました。申請地は山の頂上です。周辺に影響を及ぼすようなことはありません。

(農地担当)

それでは、この地区担当の推進委員であります、黒瀬委員から報告をお願いいたします。

(黒瀬委員)

現地調査の報告及び10番委員からの報告にもありましたように、山の頂上にありまして、東西南北は山林であります。申請地の周辺には農地はありません。用排水、土砂の流出、日照、通風など影響はありません。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。



(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(4番委員)

環境的には影響はどうなんですか。

(2番委員)

現地調査をしましたが、回りが山林化しているのでないと思う。

現地は山の上になります。

(主査)

事務局から説明をさせていただきます。

総社市開発行為取扱要綱により総社市との事前協議は終了しております。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、3千平方メートルを超えてはいないのですが、農業会議への諮問はいかが  
いたしましょうか。

(委員)

諮問した方がいいと思う。

(農地担当)

お諮りいたします。

この案件については、農業会議へ諮問することとしてよろしいか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、この案件について農業会議へ諮問することとし、支障なしとの答申後に許可すること  
ということで、採決したいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

79番、80番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、79番、80番は許可されました。

【受付番号81番】

(農地担当)

続きまして、81番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

添付図面を見ていただければと思います。

東、西、南は水田、北側が道路であります。申請地を農地転用することにより周辺農地への影響はないものと判断しています。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

申請地につきましては、私、農地利用最適化推進委員の林委員が別々の日になるのですが、調査を行っています。添付図面を見ていただければと思います。●●●の東側になります。周辺は水田であります。用水につきましては、利用する時にポンプを設置して利用しています。電気代は利用者で負担しているようです。また、申請地北側に水路があり、その水路からも水を入れることもできます。このようなことから、用水については問題ありません。排水につきましては、北側の道と田の間に排水路があります。建築物の排水につきましては、北側に排水することから問題ありません。日照、通風も問題ありません。土砂の流出等もコンクリート擁壁を設置することから問題ないと思います。隣接する農地の方の同意もあること等から、地元としては問題ないと思われま

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この地区担当の推進委員であります、林齊委員から報告をお願いいたします。

(林齊委員)

11番委員が説明したとおりであります、一点、補足をさせていただきます。

申請地が低い土地であることから、国道まで地面を上げて二階建ての建築物ですと、稲作に影響があると考えられました。このことから、現地に設計をした代理人に来てもらいまして、道路面まで地上げするのかわを確認したところ、道路面ではなく北側道路の高さまでにするということでありました。農地への影響はないと考えました。

以上で、問題はないと思います。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

81番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、81番は許可されました。

#### 【受付番号82番】

(農地担当)

続きまして、82番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

添付図面を見ていただければと思います。

北側が公園、申請地の一部は市街化区域であります。南と西が水田、東が道であります。農地転用した場合であります。農地への影響はないものと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員)

現況は、2番委員のとおりであります。

用水については問題ありません。排水についてであります。生活雑排水につきましては、公共下水道へ接続、雨水排水については用水路へ接続するようになっています。日照、通風につきまし

ては、問題ありません。土砂の流出につきましては、コンクリートブロック擁壁を設置することから問題ないと思われま。

総合判断といたしまして、農地転用しても周辺農地への影響はないものと判断いたします。

以上、よろしくお願いたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いたします。

(主査)

報告にもありましたように、一部市街化区域を含めております。このことから、市街化区域の土地と併せての申請であります。農地法第5条の届出もされております。

農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2つ以上の医療施設がある農地ということで、第3種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

82番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、82番は許可されました。

#### 【受付番号83番】

(農地担当)

続きまして、83番、下林の件につきまして現地調査の報告をお願いたします。

(2番委員)

申請地は、東側、西側、南側は水田であります。北側が道路であります。現在の状況は稲刈りをした後の状況であります。この一部を農地転用するものであります。周辺農地への影響はないもの

と思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

農地利用最適化推進委員の犬飼委員から説明を受けまして、問題はないと判断しておりますが、用水については、●●●番、●●●番●の南の水路から東を迂回して取り込むようになっておりまして、周辺の水田への影響はありません。自宅の給排水についてはパイプによって確保するようであります。排水については浄化槽を設置し、雨水等は柵を設けて道路側溝へ排水するという計画になっております。日照、通風につきましては、境界から建物を出来るだけ離して支障がないようにするというところであります。建築中も近隣への迷惑にならないように留意するというところであります。特に問題はないように思われます。

審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この地区担当であります推進委員の犬飼委員から何かありましたら、お願いをいたします。

(犬飼委員)

6番委員の説明のとおりで、何も問題ないと思います。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しております。例外許可規定といたしまして、集落へ設置して接続される施設に該当いたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

83番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、83番は許可されました。

以上で、議案第11号の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第12号 農地法第2条の規定による農地に該当しない土地の承認について】**

(農地担当)

次に議案第12号、農地法第2条の規定による農地に該当しない土地の承認について議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第12号 農地法第2条の規定による農地に該当しない土地の承認について朗読】**

今後の事務手続きについて説明をいたします。

今回、農地法第2条の農地に該当しないと判断された農地につきましては、所有者等へ非農地通知書を送付することになります。

(農地担当)

この件につきまして、何か質問等はありませんか。

昨年に農地パトロールを行っていただいた結果に基づきまして、再度、遊休農地対策特別委員会で確認をいたしております。

対象地の確認等をしていただければと思います。

(農地担当)

特になければ、今回の農地につきましては、農地法第2条の農地に該当しないと判断することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、議案第12号の農地につきましては、農地法第2条に規定する農地に該当しない農地と承認されました。

**【議案第13号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見について】**

(農地担当)

次に議案第13号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見について議題とします。  
事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第13号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請の伴う意見について朗読】**

**【受付番号6番】**

(農地担当)

最初に32ページ、6番の井尻野の件につきまして地元委員からの説明を求めますが、担当が私になりますので報告をさせていただきます。

(3番委員)

資料の図面を見ていただければと思います。

今回の申請地ではありますが、●●●●●●の北側になります。今回の申請は、道及び水路の用途廃止になります。申請理由といたしまして、●●●●●●の駐車場及びコンビニエンスストアの敷地として整備するものであります。整備するあたり既存の道路、水路を廃止するものであります。しかし、最終的には、道路、水路を新たに設置することから付替えということになります。周辺の農地への影響はないと考えております。従いまして、地元委員の意見といたしましては、問題ないと考えております。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、井尻野の用途廃止につきましては、農業委員会として道路、水路の用途廃止については、営農上の支障はないということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、周辺農地等への営農上の支障はないことにいたします。

【受付番号 7 番】

(農地担当)

続きまして、7番、真壁の件につきまして、5番委員に確認をしていただいておりますので、お願いいたします。

(5番委員)

申請のあった土地は、真壁の●●●●の東側にある土地になります。

道から田に降りるスロープ状の道路になります。申請者はそこを払い下げ後に埋め立てて、一団の宅地にする計画であります。現地調査をしたところ、営農上支障はないと思われま

す。以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、7番、真壁の用途廃止につきましては、農業委員会として道路の用途廃止については、営農上の支障はないということよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、周辺農地等への営農上の支障はないということにいたします。

【報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第 7 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第 7 号 報告書について朗読】

(3番委員)

35ページの84番の戦前の権利不明小作はどのようなことでしょうか。

(主査)

台帳上に戦前の権利不明小作と記載されております。おそらく、戦前からの永小作と同じ種類の



ものと考えております。

#### **【報告第8号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第8号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第8号 報告書について朗読】

#### **【報告第9号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】**

(農地担当)

次に、報告第9号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第9号 報告書について朗読】

#### **【報告事項】**

(農地担当)

48ページ以降は、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。

また、岡山県農業会議へ諮問した案件につきましては、許可意見の答申を受けた後の許可証の交付、また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日、第3条関係が8件、第4条関係が2件、第5条関係が8件であります。

また、農地に該当しない農地の承認、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、

申請のあった2件を営農上支障ないと判断いたしました。

以上で、付議事件の審議は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

#### 【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件を終了いたします。

日程第4、その他に入りますが、しばらく休憩といたします。

#### 【午後2時40分から午後2時47分まで休憩】

(会長)

休憩前に続き、再会いたします。

日程第4のその他に入ります。

農業委員会だより編集特別委員会、遊休農地対策特別委員会のそれぞれの委員長から、報告を求められています。

最初に農業委員会だより編集特別委員会の委員長からお願いいたします。

(2番委員)

【そうじゃ農業委員会だよりについて報告】

(会長)

続きまして、遊休農地対策特別委員会の委員長から、報告をお願いいたします。

(3番委員)

【農地パトロール実施に伴う利用意向調査の結果報告】

(会長)

委員の皆様方から、報告等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(次長)

【現地調査日時等について報告】

【総会日時等について報告】

(会長)

それでは、農地担当から閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

3月になりまして、大分、暖かくなりました。

農作業もこれから忙しくなると思いますので、体に気をつけながらお願いしたいと思います。

本日は、どうもご苦勞様でした。

**閉会 午後2時57分**